

松戸市教育委員会会議録

令和4年11月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年11月定例会

開 会	令和4年11月16日(水) 午前9時30分	閉 会	令和4年11月16日(水) 午後12時20分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年11月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21	〃 博物館 次長	染野 寿郎
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22	学校財務課 課長	須田 聖子
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23	〃 学校給食担当室長	大谷 葉子
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	学校施設課 課長	久保田 昭彦
5	〃 専門監	壁 和宏	25	〃 補佐	阿部 裕見子
6	〃 補佐	永淵 智幸	26	〃 補佐	海老原 寿和
7	〃 主任主事	斉藤 晃	27	〃 補佐	海老原 弘一
8	〃 主任主事	染谷 康太	28		
9	学務課 課長	石橋 聡	29		
10	〃 補佐	佐藤 道照	30		
11	〃 補佐	茅野 真貴子	31		
12	学習指導課 課長	菊地 聖子	32		
13	〃 補佐	上田 芳子	33		
14	〃 補佐	高橋 宏樹	34		
15	教育政策研究課 課長	秋田 敦子	35		
16	児童生徒課 課長	中坂 正夫	36		
17	〃 補佐	板花 倫子	37		
18	〃 補佐	佐々木 亮	38		
19	社会教育課 課長	臼井 眞美	39		
20	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	40		

令和4年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年11月16日(水) 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和4年11月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第28号

令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について
(学務課) …p1

② 議案第29号

令和3年度版 教育委員会の点検・評価報告書について
(教育総務課) …p7

③ 議案第30号

令和4年度松戸市議会12月定例会の議案(補正予算)に対する意見聴取について
(教育総務課) …p8

④ 報告第8号

臨時代理による処分の報告について
(学校施設課) …p13

(2) 報告等

① 松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画におけるパブリックコメントの実施について

(文化財保存活用課) …p15

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和4年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告1件、報告等1件となっております。このうち、議案第30号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。報告第8号は、人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

このあと行われます教育委員会会議のうち、議案第30号及び報告第8号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第30号及び報告第8号の審議は秘密会といたします。

なお、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第30号につきましては、記録を

残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第30号及び報告第8号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

議事の進行に際しまして、新型コロナウイルス感染症の予防のため、適宜換気を行いますので、ご了承ください。

◎議案第28号

教育長職務代理者 初めに、議案第28号「令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の石橋です。よろしくをお願いいたします。

議案第28号「令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動について、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針実施細目に基づいて、松戸市の考えを織り込みながら推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明させていただきます。

それでは、6ページをご覧ください。

初めに、表の上段、人事異動方針ですが、「7 適正配置」についての(4)管理職としての豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者として再任用された管理職について、適正配置を行うとして、昨年度の「校長」という文言から「管理職」と記載を変更しました。(4)につきましても、昨年度までは、再任用校長だけだったものが、県の方針により令和5年度から再任用管理職として副校長、教頭も再任用されることとなったため、文言が変更となっております。

(8)につきましても、特別支援教育の重要性を鑑み、全ての職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進するという県教委の方針を受けて、従来の本市人事異動方針(8)の文中に「特別支援教育を担う人材育成を意図した」という文言を追加いたしました。本市においても、特別支援学級の設置、未設置にかかわらず、全ての職員が特別支援教育の理解を深め、児童生徒理解に努め、子に応じた指導・支援ができるよう職員の人事配置に努めていきます。

次に、表の下段、人事異動実施方策ですが、こちらにつきましても、2の(3)について、括弧のただし書きを追加しました。こちらにつきましても、来年度より段階的に引き上げられる定年に伴い、今年度について年度末59歳の職員については、現在の勤務校の勤務年数にかかわらず、強力な配置替えを原則としては行わない旨の内容でございます。これにより、該当の職員については、個人の希望にもよりますが、2年後の61歳まで現在校での勤務が可能となります。

続いて、(10)でございますが、先ほど方針でも述べたとおり、特別支援教育の理解を深めるために県の異動細目の文言を新規に追加しました。教職経験の早い段階で特別支援教育の視点を経験することで、子供たちへの幅の広い指導・支援が可能となりますので、人材育成を踏まえた人事配置に努めてまいります。

以下、(11)から(13)につきましても、(10)を新規に付け加えたことにより、番号が更新されております。

ほかの点につきましても、昨年度と本年度の千葉県公立学校職員人事異動細目を比較したところ、大きな変更事項はありませんでしたので、松戸市の方策についても、ほかに内容の変更はございません。今年度も、本異動方策に基づき、適切に実施してまいります。これらの改正により、千葉県教育委員会の策定した人事異動方針、実施細目に基づいて、松戸市立

小中学校職員の人事が推進するとともに、松戸市民に信頼される学校づくりや、特色ある学校づくりができるように努力してまいります。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長職務代理者 議案第28号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 中西です。

特別支援教育については、たしか国が方針を出すやら、出したやらというのがあったと思うんですね。若いうちに経験させるというような、そういうようは報道があったと思うんですけども、これはまだそれとは関係はないんですか。いずれそういうのが出たら、またここはいじらなきゃいけないということになるんでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 国のほうも、そのような動きが始まっておりますので、本市におきましても、既に若い職員に向けては、各校で早い段階で特別支援教育を経験するような形で、各学校、5年以内の職員にも声かけをしながら進めているところでございます。また、人事異動等に伴いまして、特別支援の経験を持った職員等の交流も、市内では積極的に推進をしていっているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

中西委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 前回の前橋での講習会で、教育長、文部省の関係の役員の方がおっしゃってましたけれども、そのときたしか資料の中で、中学校や小学校の校長先生が、こういった支援学級の経験がない方が70%以上あるというふうなお話があったようですので、今後そういうような管理職に当たり、この点はやっぱり考慮されていくんでしょうか。

それからもう一つ、実際に例えば採用されてから10年間の間に複数年度、やはりこういった支援学級の経験をしたほうがいいということも、前橋の研修会でお話ししていた資料の中にも入っていましたけれども、そういった具体的な養成次期、そして、また管理職になる場合の選考基準というふうな流れの中で、こういった支援学級に関しての経験とか知識が重視

されるようなシステムが必要だということが明記されているようですけれども、それに沿って、松戸市のほうは何か形として今後やっていく具体的に何かそういった流れはございますでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 初めに、1点目の管理職につきましても、やはり特別支援学校等を経験している方の視点というものは大変重要になると思いますので、管理職につきましても、市内での異動のみならず、県立学校ですとか、県の特別支援学校からの管理職の交流というものもございますので、このあたりにつきましても、県教委のほうと協議しながら、推進はしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の養成等につきましても、本市におきましても、各学校に訪問等しながら、その育成については指導しているところでございますが、具体的に松戸市の方策という点では、まだ作成されているものではございませんので、国や県の今後の動向も踏まえて、そのあたりも市の教育委員会の中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

和座委員 ありがとうございます。

私自身の経験で、やはり発達障害とか、いろんな子供たちが、今居場所がなかなかなくてということで、不登校になっている状況を見ていると、やっぱり早めにそういった介入なり気づきがあったら、また違った展開があったんじゃないかというふうにして思うんですね。そういうときに、やはり一部の先生だけじゃなくて、あらゆる先生がこういった子供たちの支援をする、特に発達障害も含めたいろんな子供たちに対して、人間味のあふれる教育をしていくという姿勢をぜひ培っていただくことによって、多分そういった早期のピックアップも可能になってくると思うんです。ですから、そういう意味でも、ぜひやっていただければと、具体的に進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 あえてといいますか、現状をなかなか分かっていただけない事項だと思いますので、私から少し説明をさせていただきます。

以前は特殊学級というふうに文言も、本当にクラスというのは、市内で少ししかないという部分がありました。それが徐々に広がって、特に10年ぐらい前からクラスが増え始めて、今は特に小学校はほとんど全部の学校に特別支援学級がある。そういうこと考えると、それ以上前の教員には、そういうクラスがある学校に着任するという事は、むしろ珍しいこと

でした。ですから、障害というのがどういうものかというのは、なかなか肌で感じられない。ですから、担任はもっと少ないですし、そういう状況の中で、今、管理職になっている人たちのほうが多いので、現在の管理職の中には、特別支援学級を経験していなかった、経験というか知識もあまり関係なかったとか、そういう経験がないまま管理職になっている方々は、全国では多分多いんだと思います。でも、今言ったように、松戸市においては、特に小学校は全校、中学校もそこに近いくらいの学校に特別支援学級がありますから、今は直接の経験はなくとも、知識はある中で管理職になっているというふうに思います。そういう状況があるということをご理解下さい。

和座委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

現状として、特別支援が広がっていく中で、先生たちの中でも、特別支援の資格をお持ちの先生は何名ぐらいいらっしゃるか、データはあるのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 現在、特別支援学級が159学級あるところなんですけれども、そのうち免許状の保有者63人ということですので、パーセンテージで申し上げますと39.6%、約4割が免許を所持していますけれども、それ以外の方はまだお持ちではございませんので、そういった方々につきましては、免許状の取得も推進しているところでございます。認定講習等お知らせしながら、免許状のほうを取得するというので、希望者のほうも、やはり増えてきているところでございますので、さらに推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

その認定講習等で、先生たちが追加で勉強して資格を取れる仕組みがあるのかというところも確認したかった点が、すっきりしてよかったです。通常級、特別支援級と今、分かれていますけれども、最終的なゴールはインクルーシブにどちらの子もということと、特別支援の子、発達障害の子に伝わる教育は、通常の子にはより深まり安定して伝わるユニバーサルデザインの部分での感覚というのが、全ての先生たちに浸透して行ってほしいです。もしくは私は情報に疎いかもかもしれませんが、教育学部、大学のほうも随分そのようになっていてきてくれているのかとは思いますが、どんどん発達に対するニーズが広がって行って、文科省

の研修のところもありましたが、不登校の子も増えています。一人一人大事にされるような仕組みがどんどん浸透していくことを願っております。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

教育長 すみません、また。

教育長職務代理者 お願いします。

教育長 結構複雑な部分があって、例えば県は、初任者を特別支援学級の担任ということはまだ認められていないんです。こういう流れがありながら、千葉県は、教員が、1年目から特別支援学級を担任するということは認めていないんです。もう早くからそういう環境を勉強したほうがいい。この人手不足の中でいろんな環境があるから、学校としては、そこは苦しいところなんです。一方で、文科省はもう全員にとかそういうことを言い始めているじゃないですか。ですから、現状と、千葉県がそういうことを言っているというのは矛盾がある。確かに特別支援学級を担任するということは難しいんです。通常学級よりも難しさがある。そういうことを考えた上でのことだと思うんですけども、国はまた別な視点から言っている。いろんな議論が多分これからまた起きてくるのかなと感じます。インクルーシブも含めて、ここ何年かはそういった議論もまた出てくるのかなと、そういうのを見据えながら、いろいろ人事のほうは工夫していきたいと考えます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ほかにご意見等ないようですので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第28号を採決いたします。

議案第28号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

教育長職務代理者 次に、議案第29号「令和3年度版 教育委員会の点検・評価報告書について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくお願いいたします。

7ページ、議案第29号「令和3年度版 松戸市教育委員会の点検・評価報告書について」ご説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和3年度版 教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定めるためにご提案をするものでございます。

別冊の令和3年度版 松戸市教育委員会の点検・評価報告書（案）1ページをお開きください。

教育委員会の点検・評価につきましては、平成19年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が改正され、同法26条において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を実施して、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されました。

この規定に基づきまして、毎年度、教育委員会の点検・評価報告書を作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するために、教育に関する学識経験者からご意見をいただいております。

本議案は、令和3年度版の事務執行に関し、教育委員会が自ら作成した点検・評価に対する学識経験者から意見を基に、今後の事務執行や評価手法についてご審議をいただくものでございます。

続きまして、本点検・評価報告書の構成についてご説明いたします。

評価対象と項目は、大きく分けて2つございます。

1つ目は、6ページから19ページまでの教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行した事務に関する点検・評価と、21ページから101ページまでの教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務に関する点検・評価の2点でございます。

まず1点目の教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務とは、教育委員会の活動方針、教育委員会会議の運営など合議制の執行機関としての教育委員会が自ら管理・執行する事務を指します。ここでは、教育委員会会議での審議や視察、研修会への参加など、

教育委員としての活動について記載をされております。

2点目の教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務とは、教育委員会が担当する事務のうち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には、各所属の主要施策を対象としております。令和3年度より各所属の事務事業は、学びの松戸モデルの施策展開に沿って実施されておりますので、点検・評価報告書もこれに合わせて記載方法を変更しているところでございます。

学びの松戸モデルの施策展開につきましては、21ページから29ページに記載のとおりでございます。

そして、点検・評価報告書102ページからは、これら2点の評価対象と項目に加えまして、評価手法など総合的な観点から教育に関する学識経験者として聖徳大学大学院、堀子榮先生と、元高等学校教諭で司法書士の加藤裕先生のお二方からご意見を伺う構成となっております。

以上、簡単ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第29号については、ただいまの説明のとおりです。

主要施策、事業内容に関しては、以前に審議していただいておりますので、委員の皆様からは、事業内容に対する評価・課題、または総括的な部分でのご意見、ご質問等を主に伺いたいと存じます。また、答弁に関しましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、人数を絞っております関係から、所属からの答弁に少々お時間をいただく場合がございますことをご了承ください。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 3点ほどお聞きしたいと思います。まず、64ページからの特色ある学校づくりを推進しますという中で6つの施策があげられていますが、そのうちの65ページにある学区の適正化は、学識経験者の堀子教授からも指摘されているように、これは特別支援学級の学区変更を行ったことで、それに該当される方の選択肢が増えたということで、そのこと自体は非常にいいことだと思いますが、そのことが特色ある学校づくりを推進するという施策の方向性に合致しているというふうにはちょっと考えにくいので、この施策項目の中で、記載するのは、何かちょっとやっぱりなじまないんじゃないかなという感じがしています。

特色ある学校づくりの中身について、内容によっては若干違和感を感じるものもあったのですが、いろいろ説明を聞くうちに、そういうくり方もあるのかなというふうに思

って納得はしていたんですが、今回の学区の変更については何か別のところに、例えばその後の施策のⅡ－２－１の特別支援教育を推進して、教育的ニーズに応えますという大きな施策の中に盛り込むような形にしたほうが、すっきりするのではないかと、そうすると、そういう学識経験者の堀子先生からの指摘にも応えられるのではないかなというふうに思います。それが1点です。

それから、これも学識経験者からの指摘があるんですが、総合評価は、AからDまで分かれていて、実際にあるのはAとBで、あとCが少しあるということになっています。総合評価というのは、目標に対する達成度合いプラス付加要素となっていますが、各項目の目標というのは、いずれもそれぞれ抽象的な表現なので、それに対する評価というのも抽象的にならざるを得ない。これは、そういうものなのかなと思うんですが、学識経験者の方からは109ページにもあるように何か具体的な数値とか、そういうもう少し具体的な目標があれば、より分かりやすく、正しい理解につながるのではないかと感じたというふうに指摘されています。

ただし、昨年まででしたか、例えばかなりそういう具体的な数値を上げてやっていたと思います。例えば来館者の数をこれだけの目標にして、実際にはこれだけの人が来館したので、じゃ、目標の達成度は80%だったとか、90%だったというような書き方になっていて、これもちょっと私自身おかしいなと思っていました。なぜその目標がこれだけの人間なのか、例えば1,000人の目標というのが上がっていても、なぜ1,000人なのかなとかいうの、ちょっと疑問に思っていました。だから、目標をどういうふうに設定するのか、また、その設定された目標が適切なのかどうかというのは、その設定した目標の基準、なぜそういう目標になっているのかという基準なんかも、ちょっとなかなか判然としませんでした。

したがって、その評価する基準というか、例えば特にどうであればBで、どうならCなのかと。特にBとCというのが、私ならBと言うけれども、別の人ならCと言うかもしれないし、その逆もあり得るんで、かなりその担当課の主観に左右される要素があるのかなというふうに思いますので、その辺もう少し説得力がある記述なりそういう判断基準というものを示す必要があると思います。特にCが非常に少なく、Aも当然あるんだけど、多くがBというのは、ちょっとその辺が信憑性というか全体の評価、この報告書の評価に関わってくるので、もう少し何かやはり記述面で、ちょっと注意をしていただく必要があるのかなというふうに感じました。

それから、3点目は68ページに、部活動の指導員の配置というのがあって、総合評価はA

というふうになっているんですけれども、そのAとなった理由が、部活動顧問の指導削減時間を前年度の実績から50%以上増加させることができたとなつていますが、もともと削減時間が少なければ、それを50%増やしたと言っても、大したことはないというふうに評価される可能性もあるので、例えばそれ1つの個別の例ですけれども、そのA評価というのは、ちょっとやっぱりその辺の説明が、私がもし聞かれたら、とてもちょっと答えられないなというように感じを受けました。

そういう心配を避けるとすると、AというのはみんなやめてみんなBにして、結果的にBが物すごく増えるというようなことになっちゃう可能性もあるんですけれども、例えばAであっても、本当に何かそういうちゃんとした理由があれば、Aにしてもいいと思うんですけれども、ちょっとこのケースは、果たして妥当かなというようなことを感じました。これ、ちょっと個別の件についての1つの例示みたいなことですが。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見とちょっとお答えいただきたい部分がございますが。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 ありがとうございます。

指標の設定ということでご意見を承りました、ありがとうございます。

今年度、学びの松戸モデルに沿った評価にすることになりました。試行錯誤ということも部分ございましたので、今、いただいた評価基準ですとか、もう少し具体的な評価の設定の仕方等につきまして、また、次回の評価報告書の作成に向けて、検討してまいります。

以上でございます。

教育長職務代理者 それと、今、ご質問いただいた施策との整合性みたいな部分についてもお願いします。

(「今、担当課のほうで参ります」の声あり)

教育長職務代理者 じゃ、少しお待ちください。

(「もう少しお待ちください」の声あり)

教育長職務代理者 そうしましたら、その間に何かご意見ございましたら。

私からすみません。

今の伊藤委員のご意見に重なる部分なんですけど、皆さんも一昨年のご存じだと思つたので、認識もそろつていようと思つては、たしか数値目標の設定については、大き

く何か議論があったと思います。それで、目標の設定の仕方と、それが評価にきちんとつながるのかという不適合があるのではないかという判断が、かなり数多く取り沙汰されたので、今回、非常に大きな見直しで、そのあたりの数値目標の部分が大きく削減されていて、かなり変革されたなというのがまず最初のイメージでございました。

ですが、やはり堀子先生のご意見等を見ますと、やはり数値で表したほうが分かりやすい部分に関しては、やはりそれも維持しつつ、数値で測れない部分は無理した数値目標にしない。全項目が必ずしも数値目標を上げなければいけないというのは、ちょっとそれはやめたほうがいいのではないかという、2パターンというのは、もしかしたらこういう表を作るという意味ではつくりにくいのかなという気もしますが、そのあたりを模索されても、今後よろしいのではないかなというふうに、感想として私は思いました。

以上でございます。

それでは、担当課さん、よろしい。

学務課長、お願いいたします。

学務課長 ただいま伊藤委員よりご指摘いただいた点でございますけれども、特色ある学校づくりの推進ということと学区の適正化について、こちらが手段としては合わないのではないかというご意見でございましたけれども、特色ある学校づくりの手段の一つとして、学校の適正な学区の設定というものについて検討しています。学校の規模も大小様々なものがございいますので、学校規模の大小に合わせた特色と、また、特別支援学級の推進も特色ある学校づくりの一つにも入っていきます。様々な視点から特別支援学級の推進ですとか、学区の学校規模の大小、そういったものについて学校の学区を適正に行うことによって、特色ある学校づくりを推進するための一つの手段として考えていくというような視点を踏まえての中身でございます。

以上です。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

伊藤委員 特色ある学校づくりという言葉のイメージからいって、その学校、個々の学校が置かれた状況、大規模か小規模かとか、あるいはどの地域にあって、それがどういう地域性とか、その中で、保護者とか、その地域の全体的な状況から考えて、その学校は、通常の小学校なら小学校でやるべきことに加えて、その地域性を生かしたり、あるいは何かを追求して、その学校ならではの特色をいろいろ講じていくと。そのために予算が必要な場合もあるだろうから、あるいは、教育委員会としてもそれを支援していくというようなイメージを

私は持っていますので、全ての小学校で本来ならやらなきゃいけないこと、例えば日本語教育、外国人がそういうところの学校にもいるので、そういう日本語教育をやるための日本語の指導者を置きますとか、そういうようなことは、私自身はやっぱり特色ある学校づくりではなくて、これはもう社会の流れの中で時代が変わったことにより、そういったことが全ての学校で求められるようになったので、それに対応していくためのいろんな措置なので、それは当然どの学校でもやるべきことなんですよね。

だから、そういったものは、必ずしも特色ある学校づくりの中の施策としてやるべき、として挙げられるべきことではないのかなというふうに私は思っているんですけども、ここは、要は教育委員会としては、それは全て特色ある学校づくりなんだということでやられるのであれば、私はあえて何も反対しませんけれども。

ただ、この特別支援の学校の学区を変更して、そういう人たちが行きやすいようにしますというようなことは、これもまた当然のことなんで、予算の関係もあって、いろいろ全てできないというのは今まではあって、ただ、それがいろいろな形で増やしてきたと。それも学区の変更が、特色ある学校づくりの中の項目に上げて、したがってA評価になりますとかいうようなことは、どう考えてもやっぱりおかしいのかなと思います。すぐ隣りに特別支援教育を推進して教育的ニーズに応えますという施策があるわけですよね。ですから、特別支援学級を増やしたので学区を変更したということは、この中に記載したほうが、ずっとすっきりするのかなという感じが依然としてしているんですけども。もしそれで納得いただけないならば、もうしょうがないですけども。

教育長職務代理者 施策の項目立てに対してのご意見をいただければと思います。

教育長 じゃ、ある。

(「申し上げたとおり」の声あり)

教育長 私からでもいいですか。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 これをどっちの項目、本当は両方の項目に置いたほうがいい、両方の範疇にそれぞれ表現したほうがいいのかもしいかなと思います。そういう性質。なぜ最初のほうは私も捨てないかという、そもそも特色ある学校づくりというその言葉の意味を松戸市教育委員会は、学校選択制とかもっと広い意味で捉えている、スタッフの配置とか、カリキュラムのそれぞれの学校のつくり方とか、本当に広い範囲で捉えているので、単純に1校ずつが違う実態に合ったそれぞれ異なった教育課程を組むという話だけではなくて、市全体でそれぞれの学校の在り

方というものは、そもそも違うんですよと。そういうふうになっている自治体というのは、実はあまりないんです。ほとんどの学校が一律的な組み方で、それでど、ど、どっと前に進んでいくというやり方がいまだに多いですから。ですので、特別支援教育の学区編成についても、学校選択制につながっていくというふうな考え方がありますから、この項目に入るといのが、私たちの論理です。

でも、一方で、伊藤委員がおっしゃられるように、特別支援教育というのを推進という見地から見ても、これは効果がありますから、そっちの範疇に入れてもいいと。両方理解はできますけれども、今のところの教育行政、私たちの教育行政の組み方からすると、この範囲にこの施策が入ってしまうという、そういうふうなことなんです。なかなか理解をいただくこと、難しいかなとは思いますが、そういう状況ですね。

教育長職務代理者 今の素朴な質問で、施策の項目立ては一つじゃなきゃいけないんですか。例えば2つ書きゃいけないんですか。

教育長 そうなんです。

生涯学習部長 事業が具体的な事業になればなるほど、複数の目的に対して対応することもある場合もございます。ただ、体系の分かりやすさという意味では、主な目的を達成する項目について事業を寄せています。主たる目的に統一して体系を整理をさせていただいておりますので、様々な事業がそこに重なって関連するというのは現実としてはございますが、分かりやすくするために、整理をしています。

(「分かりにくいですよね」の声あり)

教育長職務代理者 こちらも理解を深めていきたいと思えます。

教育長 実は私も分かりにくい。行政に入って、例えばぼんと何か新しい施策が出てきたときに、どこが担当するのと。そうすると何々部何々課、なぜそこが担当するのと、そういうふうなことは、毎日じゃないけれども毎週のようにあります。やっぱりその辺は行政という仕組みの在り方というのが、まだまだ縦割り。でも、いろんな課題が1つの要素じゃなくて、複数の要素を含んでいる割合がもうどんどん高くなってきていますから、やっぱりそういう表現の難しさというのは、私たちのほうももう少し勉強したほうがいいのかなどは思えます。

教育長職務代理者 理解を深めていきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにもございますか。

和座委員、どうぞ。

和座委員 70ページなんですけれども、医療的ケア児に関してのことですが、松戸市は比較的

この医療的ケア児に関しての取組は、全国的にも進んでいるとは僕思っているんですけども、ちょっと少し質問させていただきたいんですが。

ご存じのように、去年のたしか9月に、医療的ケア児に対しての支援法というのができて、今までそういった様々な支援事業に関して、自治体が努力義務だったのが責務になったということで予算もつくし、様々ないろいろな援助がつくように法律が制定されたことによって、裏づけができてきたわけですけども。今医療的ケア児の問題の中でやっぱり一番大きな問題というのは、幾つかありますけれども、重要なのはやはり家族の支援だと思うんですね。実際に、家族の中で睡眠時間も5時間程度しか取っていないとか、自分の仕事ができない方がもう5割ぐらいいるとか、アンケート調査見ても、非常に大変な思いをしていらっしゃる方が多いと思うんです。そういうときに、やはりショートステイとかデイケアだとかレスパイト入院とか、施設の中での様々な取組をすることによって、家族の介護に対するお休みとか、そういうことをやっぱり図っていくということも、非常に重要じゃないかなと思うんですね。

ここに書かれているのを見ると、看護師の配置の問題だとか、それから情報共有のことだとか、様々なこと書かれています。特に医療的ケア指導員の巡回指導を実施しているというのは、これ画期的でして、これは非常に医師が実際に現場に行って、様々な助言をすると。僕も実は立ち会ったことあるんですけども。こういうふうな試みをしているところというのは、多分そんなにないと思うんです。自治体の中でも。こういうふうな先進的な取組をしているということはよく分かるんですが、この中で、そういった今言ったような、施設に対しての様々な取組、デイケア、さっき話したとおりですね、家族に対しての介護力に対する援助というか、そういった具体的なところがちょっとここでは見えないんですけども、その点はどうなんでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 ありがとうございます。

我々が所管しているこの医療ケアの業務は、学校にいる間の小中学生の医療ケアに関して指導医のご指導の下、看護師を配置しています。ご家族のおうちでのケアとかに関しましては、市のほうの障害福祉課のほうでまた医ケアを担当していますので、学校以外のところは、そちらのほうと、当課も連携し、情報交換などを行っています。

あと、デイケアのそういう施設さんとの会議にも、当課から参加させていただいたりする機会もありますので、情報共有はさせていただいております。

和座委員 はい、分かりました。じゃ、その点がこれ読むと、何か単刀直入に言うと、欠落している印象を持ちちゃうので、今おっしゃったお話だと、そういった面についても、担当部局によって多分その事業というのは違うと思いますけれども、お互いに情報共有していると、そして連携を取っているということはしっかりと文章の中に入れておくと、僕はいいと思いますね。そのことによって、そういった観点もちゃんと我々は見ているということがここで分かると思うんです。そういったものと一緒に連携しているという意味をつくるためにも、この中にそういった文章なりを少し入れておかれたほうがいいのかないかなというふうにちょっと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

質問を4点上げさせていただきます。続いて全体の評価に対して意見を述べさせていただきます。

1点目の質問が、41ページの社会教育課の未就学児の保護者に向けた開催の34回というものに関して、具体的にどんなことをやったのか知りたいので教えてください。

次が53ページ、学習指導課の、一生ものの学び方の指導研究、とても大切な研究だと思われる、3校に研修がされています。無事に終わって、A評価になっていますが、ほかの学校にこの研修されたものが提供、今後実施されるのでしょうかというところが2点目です。

3点目が、55ページですね。指導課のもので、もしかしたら施設課になるのかもしれませんが。点検をさせていただいて、大きな点検の3年に1回の周期だとは思いますが。以前の議題でも出たところはあるとは思いますが、細かい点検が多分されていると思うので、今現状、どんなふうにされているかを聞かせていただきたいです。

質問においての最後は、79ページになります。児童生徒課のほうで、以前の不登校支援の部分で、就学時検診も以前は、71ページに分かれてはなってはいるんですけども、その部分について、単独の評価になったのは、この部が分かれたからという理解でよかったですでしょうか。相談件数で、251件とありますが、これは251人なのか251回なのかというところも、確認したいです。質問に関してはこの4点です。

この全体の評価について、私も教育委員6年目になって、伊藤委員もおっしゃっていたよ

うな、評価、数字で今まで来ていたものが大きく変わった部分で、学びの松戸モデルの整合性もありますが、数値化と分析というところが並行してあるものが必要なのかなというのと、伊藤委員もおっしゃっていたように、ABCの私も、これAでいいのかなというような感覚のものが、幾つかありました。委員のほうには前回いただいた39ページ、40ページのがB評価だったのが、今回いただいたのがA評価になっていたので、確認必要かとは思いますが。例えば開催されなかったもの、47ページのスポーツ交流、コロナで開催されなかったということに関しては、開催されなかったものに関しては、これは開催をしていないので、評価ができない事務については、評価することは必要かもしれませんが、開催できなかったという形で評価をしないで、斜線というか、そういうような在り方があってもいいのではないかなと思いました。

ほかにも、意見としてお伝えしたいなと思ったのが、P60ページのところで、これは意見です。文化財保存活用課の、博物館のところの3館連携における、評価理由のところが、継続的な事業を進められている、多くの市民が集う文化交流拠点として充実した企画を検討していくという形に、検討だけでもA評価というのはどうしてなのかなというところも、少し疑問に思いました。

71ページの部分で、主要施策の施策名称が、「すべての子どもたちの居場所づくりを目指したインクルーシブ教育の充実」という部分で、特別支援のことになりますけれども、根本的に、これは国の考え方とかそこが大きく含まれるのかもしれないですが、インクルーシブと特別支援の設置は、同じようで同じではないというか、インクルーシブというのは、障害のある子もない子と一緒に含めたような教育の在り方というような考え方の中で、ここのインクルーシブという表現はどうなのかなと思いました。でも、文科省の説明を聞いても同じような形だったので、これは、私の捉え方なのかもしれません。インクルーシブと聞くと、どうしてもみんなで学ぶようなものをつくっていくような表現の印象として捉えていたので、今後に関しても、そういうところの研究を進めていただけたらなとたびたびお伝えしておりますが、そういうことの意味で私は解釈していて、少しだけ違和感を感じましたというところです。

78ページ、ここに関しても、評価の理由のところ、「いじめ、虐待のケース把握から、学校への助言、関係機関との連携の枠組みを構築し、いじめ重大事態を0件につなげた。来年度も」とありますけれども、すごく厳しい言い方かもしれませんが、重大事態というのは絶対起きてはほしくないです。けれども、それも含め、小さなことでも一人一人はと

でも大切なので、重大事態がなかったからよい、悪いという評価というのは、難しいかもしれないです。けれども、とにかく一人一人を大事にしていくような前提として、アンケートの実施だとかそういうところの部分をより深めて、丁寧ないじめ対策をしていくというところをお願いしたいと思います。これは私の主観が強いかもかもしれません。本当に重大事態がなかったからよかったねよりも、もっともっと底辺で困っているところや、苦しんでいる子がいることを見逃さずに、何かより引き締めるような気持ちで私もこれを見させていただきながら、もちろん重大事態はゼロであることは本当に大切なことです。そのぐらい慎重な取り扱いをしていくための評価として、それ以外の視点も含まれていったほうがいいのかなというふうに思いました。

これは、意見にはなりますけれども、数値化の部分と分析の部分より深めていきながら、私たち教育委員として、もっと私もいろんなことを委員会で行われていることに対して、委員一人一人が理解をしていくような姿勢や、そういうことを私も取り入れていきたいと思えます。まだまだ把握していないことがたくさんあると思うんです。これ疑問だなと思うこと、例えば52ページにある指導課さんが作ったTeacher'sハンドブックというものは、独自で作られているものとか、見たことないんです。ほかの教育委員会がどうなっているかというのは、またそれぞれだとは思いますが、一委員として、一市民として声を上げていくときに、どんなことが委員会自体がやっているかというのを知っていくこと大切だと思って、自戒も込めながら意見を述べさせていただきました。

質問4点のほう、お願いいたします。

教育長職務代理者 そうしますと、学習指導課さんと。

山形委員 社会教育課と。

教育長職務代理者 社会教育課と学習指導課とあとどこでしたか。

山形委員 学習指導課ですね。あと、児童生徒課です。

教育長職務代理者 児童生徒課さん。

山形委員 3か所。

教育長職務代理者 以上、3課になります。

社会教育課長 ページ41ページでございます。

地域や家庭の教育力を育む家庭教育事業の充実の市主催講座34回の内容につきましては、小中学校の保護者、未就学児の保護者対象のものの総数となっております。その中で、未就学児の保護者対象に行った講座に関しましては、3回でございます。その内容は、入学前家

庭教育講座が2回、パートナー講座が1回でございます。

具体的な内容といたしましては、社会教育指導員によるまつどっこ未来のために今、脳とスマホの関係についてと、幼児期と学校生活をつなぐ3つの力、もう一つが、小学校の1日などの講演になります。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長 ページ53ページでございます。

こちらにつきまして、3校に研修をしているが、研究校という理解でよろしいかというご質問に対しましては、令和3年度は研究校ではございませんで、教員の研修という形で実施しております。今年度は、組織改編によりまして、当課に実験学校という研究する枠組みができましたので、根木内小学校と貝の花小学校で引き続き研究をしてございます。

また、今後62校全部に広げるのかというところなんです、一律に研修をしていく予定はございませんで、この実験学校としての研究の成果をお示しして、実践していただく学校を増やすというような取組にしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、簡単にこの一生ものの学び方の内容なんですけれども、説明活動とテスト直しの2つでございまして、説明活動につきましては、各授業中に学んだことについてその時間の最後にペアをお子さんと組みまして、自分の言葉で今日何をやったかというのを1分以内でお互いに話すというやり方、それから、テスト直しにつきましては、本当にテストの丸つけをした後、回答を普通は赤とかで書くんなんですけれども、書いただけでは駄目で、それがどうしてこうなったのかというところをしっかりと研究するというか勉強するということをしっかりとやるというようなことがこちらでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

学習指導課長、お願いいたします。

学習指導課長 55ページの遊具の点検についてです。

ご質問いただいているように、専門業者と学校の立会いの下、3年に1回ということで専門家の目で見いただいています。基本的には、毎月各学校全校が安全点検の日というのを設けていますので、その中で遊具一つ一つについても点検をしています。また、市教委でいいますと、施設課が、技術者担当の目から見る点検も教頭先生と共に点検する機会があり、

それも年に1回の施設点検という形でやっております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

児童生徒課長 ご質問の79ページ、この251件という表現のところでございます。

これにつきましては、回数となっております。受理面談ということで、最初の相談の回数と、あと古ヶ崎分室で継続的に心理相談をしている件数の合計というような形になります。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

児童生徒課さん。

山形委員 大丈夫です。

教育長職務代理者 あとよろしいですか。

山形委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 すみません、中西です。

こういう評価は非常に難しいことは重々分かっていますが、やっぱり気になるところがやっぱり私もありまして、一つだけ申し上げたいと思うんですけども。73ページなんですけど、施策の方向性は、教職員が主体的に学び続けることができるよう環境を整えますということなんですけれども、まず、これ本当に教職員が主体的に学び続けることの施策になっているのかなというのがちょっと気になりまして、事業内容を見ると、自分で選んでいる内容のかなということが気になったのと、そもそもこれでB評価になっているのですが、成果・課題を読むと、参加できる競技が決まっているとか、1週間近く続くこともあって参加者への負担も大きいから安定して派遣していくことが難しいとあって、それでおおむね良好というのはちょっと何か矛盾するんじゃないかなという気がします。どの程度継続するか検討する必要があるということであれば、やっぱり改善の余地ありなんじゃないかなという気がするんですけども、そもそもCがあまりに少ないので、やっぱりどうしてもこの評価は、AとかBにしたいというのはよく分かるんですけども、改善の余地があって初めて、じゃ、何を見直していくかということにつながると思うので、この評価を変えろとまでは言いませんけれども、何か統一感がないなという気が、この73ページを見ただけでも思いました。いかがでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 ありがとうございます。

この研修会につきましては、成果と課題のところに書いてある課題、つまり1週間近く続くこともあり負担も大きいという課題が出ましたので、これは3年度のことですが、現在4年度については、3日間に改善をしているところがございます。ということでいうと、3年度時点でいいますと、確かに改善の余地があつて、今年改善したというストーリーがありますので、そのように改善していつて考えているということで、ちょっとBをつけてしまったのかもしれませんが。すみません。考えていきます。

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いします。

生涯学習部長 生涯学習部長です。

評価に関して、今、中西委員からありましたように、施策の方向性に対してこの事業が貢献しているか、あるいは成果が上がっているかということが、議論の中で分かりやすくご指摘をいただけたということは、我々としては次につながるものだというふうに考えております。

評価の目的が、改善につなげるということからすると、A B C Dというのは分かりやすいんですが、ご指摘のようにAとBという、感覚的なランクをつけることが果して、まずは自己評価でやる部分の改善につながるかどうかということです。そういったことも含めて、見通しを図り、目的に対してつながっていく、目標設定ができるか、あるいはそれを実行する事業が達成できたかということを中心に大きな視点としてやっていく必要があると感じております。

あわせて申し上げますと、先ほどの体系と、そこに来る施策の妥当性ということに関して、先ほどの学区の話为例に挙げれば、学校の特色ある学校づくりを推進しますというものに貢献するとともに、特別支援教育の推進にも貢献するというのであれば、例えば分かりやすく書くという意味では、再掲というような形で複数の目的にするような表現の仕方などもあるかとは思いますが、分かりやすさということでは、本来の目的に貢献する手段としての各主要施策がきちんと置かれていて、記述されているということが大切であり、今回いろいろご指摘いただきまして、我々も再認識したところがございますので、見通しを今後検討してまいりたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

今、指導課長から教えていただいたように、ちょっと時間軸のずれというものがこの中で発生する部分も、文章の中で補足的に、中西委員がおっしゃったような書き添えというものが今後あってもよろしいのではないかと思います。ちょっと説明的になるかとは思いますが、分かりやすさという意味では、ご評価いただく先生方にも誤解がない形でいいの

ではないかと思います。

ほかにございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっとすみません。

今、部長がおっしゃられた方向性はいいと思いますので、ぜひそういう形で改善していただければと思うんですけども。1点だけ、総合評価のA B C Dの4つの実際Dがないので3つですよ、さっきも言いましたけれども、Cが2つだけで、それはこの学識経験者の方も指摘しているんですが、私も公務員として働いてきた経験から、改善の余地があると自分でそれを認めることは、やっぱり非常に抵抗があるわけですよ。もう一生懸命やってきて、やむを得ない事情もあったし、コロナ禍もあった、いろんなこともあったんで、いろいろやってきたけれども、もうこれはやっぱりどう考えてもBだと、自分でCだと評価するというのは、なかなか抵抗感じるというのは、非常によく分かるので、Cが2つしかないというのは、よく2つあったなというぐらいかもしれませんけれども。そういうA B Cの、要するに言ってみれば3つに分けること自身が、やっぱりもう主観で、人によっては分かれるわけで、課長がやればAだけど、いや、担当者はBだったというような、それはそれでそういう議論があったのかもしれませんが、ですから、いっそのこと、このA B C Dというをやめちゃったらどうなんですか。

ですから、総合評価についてはもう少しきちんとその評価を読めば、どういうふうを考えているか、実際にこれはAと見ているのか、Bと見ているのかが読む人が分かるような形で、もう少し詳しく書けば、我々のほうでAだBだというふうには書かなくてもいいんじゃないかなど。言ってみれば、Aのプラス、Aマイナス、Bプラス、Bマイナスもあるでしょうし、だったら、もっと細かく分けて、これはBマイナスです、あとはCだけど、実際はCプラスですとか、そういうふうになってもいいかもしれないし。だけど、それだとまたまた混乱するんで、いっそのこと、A B C評価をやめたらいいのかなというのが、私の考えです。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 ちょっと3点よろしいでしょうか。

まず1点目ですけども、施策のI-4-2ですね、ここに多様性の理解や情報モラルの育成を通じて人権意識を向上させます。思いやりがある豊かな心を育む道徳教育・人権教育

を推進しますというのがI-4-2なんですが、その具体的などところを見ると、53ページと54ページの間に、施策のI-4-2というのはないんですね。ないんですか、これ。

私、実は前からよく言っていることなんですけれども、子供の人権、人権意識というのは非常に重要で、子供の人権ということももちろん重要であると。そういうふうなことについて、生きる権利とか育つ権利とか守られる権利、参加する権利、そういった権利について、きちんと子供たちに説明し、また、教職員の方たちも十分にそれを理解する。そういうことが、最近ちょっと松戸でもいましたけれども、性暴力に関しての主な事案がありました、性暴力の防止法というのは制定されて、かなり厳しいものが出てきました。だから、そういうふうな中で、子供の人権ということについての浸透というのは、非常に僕は重要じゃないかなと思うんですよね。

それに対して、ここで全く、53ページ、54ページの間にそのことについての具体的な記載がないというのは、ちょっと僕には合点がいかないんですけれども、これいかがでしょうか。

教育長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 ありがとうございます。

今、お話しありました人権に関しましては、重要な分野でございますので、日々取り組んではおりますけれども、この施策としては、特筆して上げていないというような状況でございます。日々の中でやらせていただいているということでございます。

和座委員 それはそうかもしれないけれども、例えば体罰に関してのプロジェクトチームが少し教育委員会の中でできたという話は僕聞いていますし、そういうふうないろいろな部分についての、やはり少なくともそういった観点で記述するような姿勢は、僕は絶対必要だと思いますね。これは、欠落しているというのは、これは非常に私としては多少憤りを感じます。正直なところ。

教育総務課長 ありがとうございます。今後検討させていただきます。

和座委員 よろしく申し上げます。

非常に重要な点で、これがやっぱり浸透しないことには、ああいった不幸な事例というのは、やっぱり生まれてくる可能性はやっぱりあると思うんですね。それは、特異な人だった、それでいいかもしれない。だけど、それはよくないと思いますね、僕は。やっぱりそういうふうなものが生まれてくる土壌というのがあれば、やっぱりそういうのは生まれてくるんですよ、やっぱり。だから、そこら辺の人権意識に関しての重要な観点というか、そこは物すごく重要で、それが今、日本では十分に行き渡っていないからこそ、子供の基本的人権法と

というのが去年、今年ですかね、こども家庭庁と共に国がそれを制定したわけですから、そういうふうな大きな世界、日本の流れの中で、松戸市がこの部分だけ何か具体的に何も書いていないなというのは、ちょっと恥ずかしいことじゃないでしょうか。僕はそう思います。すみません、ちょっと極端な言い方してしまって、申し訳ないんですが、そういうふうに思いました。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。

和座委員 すみません、それからもうあと2つあるんですけども、1つ、健康教育のことなんですけど、54ページです。ここでは、中央、我々の中で、いろいろとまちっこプロジェクトという形で外部講師ですけれども、健康教育に関して様々な取組をしております、かなりの学校で医師会の先生たち、僕もそうですけれども、行って、お話をすることになって、今日も午後になって、僕はあるところでやる予定だったんですが、ちょっとできなくなっちゃったんですけれども。そういうふうなことで、外部講師を呼びながらの健康教育の中でそういった流れというのは、文部省も結構推進していると思うんですが、今のところ、まちっこプロジェクトというのは医師会がやっていますけれども、ほかに外部の方を交えたような取組というのは何かあるんでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 すみません、健康教育に関する範囲ですか。

和座委員 はい。

学習指導課長 健康教育に関して、スポーツのエリアになりますけれども、「夢の教室」というかつてのオリンピック選手に人生でどんなことを学んできたかというお話と実技も含めた講座があります。子供たちに小学校全校に行っていると思うんですけども、スポーツ課が派遣していると思います。広くそれは健康、自分の力を高めて健康にも気をつけていく、そして、人生を豊かなものにしていくというような講義をいただける内容になっております。

和座委員 分かりました。ありがとうございました。

ここの部分でも、一応そういった外部講師としていろいろとこれだけ活躍している、いろいろと一緒にやらせていただいているので、そういう部分も十分に認識していただきながら、気にしていただければ、僕たちとしてはうれしいなというふうに思います。

内容としては、命に関する話とか、それから感染症に関する話、これは感染症というのは恐怖ということで、差別をつくってはいけないというふうなことで話していますし、それから、あと認知症ですね。今、最近はストレスマネジメント、子供のストレスメン

トということで、市立病院の先生たちが新しいスライドというか分野をつくってもらったので、市立病院のドクター、小児科の先生たちも、小学校に行くことになると思うんですね。これ、非常に画期的なことだと思います。非常に高次のNICUやPICUをやっている先生が、そういう小学校に行って、子供たちに話すなんていうのは、多分全国でもないんじゃないでしょうか。だから、非常にそういう意味では、僕は期待しておりますので、そういったことも含めて、ここにそういった取組があるということをごひ皆さんにもちょっと知っていただいて、再認識していただきたいなということで、ちょっと2番目として上げさせていただきます。

それから3番目です。

79ページです。ここで不登校の支援体制ということが出ておりますけれども、実は私が今持っている患者さんは、中学校の1年生なんですけれども、この子は、やはり最初の小学校の1年生から不登校になったんですけれども、その段階でもっと早く何らかの形で入っていけば、いろいろと家庭の状況とか、あるいはその子供たちに対しての様々なことが、こちら側の介入があったらよかったというふうに思うんですね。先ほど教育長がおっしゃったように、多分その頃というのは、まだまだこういった取組がなされていなかった時期だったと思うので、これ、しょうがない部分もあると思うんですけれども。

ただ、今、子供の場合は、世代包括支援センター、子育て包括支援センターというんですか、いわゆる親子すこやかセンターというのがありますよね、3つ。中央と常盤平と小金だったと思うんですけれども。そういうようなところで、様々な取組が行われていて、保健師さんがそれぞれの子育ての家庭にも入って行って、全戸ですね、全部入っている、最初。その中で、何か問題がありそうなのはピックアップして、前もって、いわゆる例えば若いお母さんだとか、母子家庭だとか、精神疾患を持ったお母さんだとか、そういうふうな人たちに対して手厚くやっつけらっしゃると。これも非常に全国でも非常に重要な取組で、僕はすごく評価しているんですけども。

ところが、非常に残念なことに、そのこと、取組は、小学校の前で切れちゃうんですね。小学校に上がると、もう保健師さんは全くは関係なくなるんです。それまでずっと保健師さんがその家庭に入っていた。その情報もそこで途切れてしまっている。そこに断裂があるんですね。これは、非常に重要なポイントであって、今後はこの部分をやっぱりシームレスにする必要があると僕は思います。

このために、今、こども家庭庁ができ、4月になってからいろんな取組が政府のほうから

出てくると思うんですが、実は政府の中の一部で、やっぱりこの部分について非常に問題意識を持っている先生たち多くて、ここをどうにかしないといけないというのは、実は私、ちょっと知っている方から聞いたんですけども、厚生労働省含めてやはり重要なポイントだというふうに考えているみたいです。ですから、その部分を松戸はせっかくいいものがあるわけですから、ここをシームレスな形にするような取組をすることによって、今言ったような様々な問題点を早めにピックアップするような流れをつくっていくことが、僕は可能じゃないかと思うので、その点をちょっとこの場で少しご指摘しておきたいなと思います。

ありがとうございました。以上です。

教育長職務代理者 いろいろと教えていただいて、ありがとうございます。

お答えする部分。

和座委員 それで1個です。

ただ、さっき言ったI-4-2だけ、これがここから欠落していることについては、十分に検討していただければと思います。重要な僕は点だと思います。人権とかそういうような子供たちのことについて、日常やっているから何も記載しないというのは、ちょっと僕はどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 そのまちっこプロジェクトにしても、今のご意見いただいたI-4-2の施策にしても、日々の中でされていることがあるというふうに、先ほど教育総務課長のほうからご返答ございましたけれども、きちんとやはり表記していただいて、ぜひ評価対象として上げていただくだけの十分なすばらしい取組でございますので、丁寧な記述をお願いしたいと思います。

教育長 それはちょっと待ってください。

そもそも、この評価の項目というのは、極めて限定しているものなんです。その施策についての評価というふうになるので、網羅しているわけじゃないんです。すみません。その辺は、恐らく解釈の違いがあるなど、今、ずっとお話を聞いていて思ったのですけれども。ある程度選択した施策を今年度の取組の中のプライオリティーをきちんとつけた上で、それを評価しているので、全部、全施策を網羅して、こうやって表現しているわけではないので。そうすると、とんでもない仕事の量になっちゃうので、その辺はご理解いただいた上で、検討すべきところは検討させていただく。ですね。取りあえず。

教育長職務代理者 よろしいですか。

少しずついろんなところ、理解を深めていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに。

和座委員 ただ、できればさっき話したところは、やはり十分に、欠落していますから、やはり入れていただきたいと、僕は思います。

教育長職務代理者 検討していただきたいというところ。

和座委員 今の教育長のお話もよく分かりますけれども、少なくとも人権に関しての話は、やはりここを全く触れられていないので、そこはやはりちゃんと取り上げていただきたい、平等に。しかも、しっかりとそれは前の施策の中の I-4-2 ということで書いてあるんですから。

失礼しました。以上です。

教育長職務代理者 次回に向けていろんな課題が出ておりますので、一緒に勉強させていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

最後に意見を述べさせていただくのと、先ほど社会教育課のほうに確認した未就学児の保護者の方への学びが3回ということではあったんですけども、和座委員もおっしゃっているような人権について親が学ぶ機会には本当はないので、ぜひ教育委員会が言い出しっぺというか、子育て支援のほうでも、子ども部でもやっているとは思いますが、ここすごく直結することとか、入学前の相談会も物すごく効果があると思います。小1プロブレムになったときに、保護者がどこに相談するかとか、そういう特性のあるお子さんについての学びだとか、子供の権利を守ることとか、あとは虐待防止に関しても、叱ることのどれだけネガティブなフィードバックが起こっているか、マルトリートメントに関してとか、そういう部分も子育て支援課もやっているとは思いますが、ぜひ教育委員会からも、そういうことも絡めていくと、先ほどの施策の、子供の人権の部分でもやっていることとして明らかにしていくし、生涯学習と学校教育が絡まりながら、保護者の教育がとても必要というか、保護者もまわりの大人も本当に知らないでやっていることが多かったでするので、その部分がより深まっていくような発信がニーズとしてこれから必要なのかなというのを和座委員のお話を聞きながら伺っていました。ここの部分は意見です。

以上です。

あともう一点、新しく頂いた、今日頂いた39ページと40ページの記載が、前回頂いて評価

委員の先生が評価をしているものと数値的に合わなくなっています。堀子先生が書かれている部分のA評価の数が9となっているけれども、今日頂いたものだと、A評価の部分が39ページ、40ページがもともとBがAに変更されていて、施策Iのところの学ぶ内容・機会の部分がAの数が11になっていますので、これを元のものに差し替え、変更をしていただきたいのと、もう評価委員の方に提出した評価がフィックスだと思うので、これを変えることはしないほうがいいのかと思いました。これも意見なので、多分事務局レベルで調整だと思いますので、よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご指摘も含まれております。

あとはよろしいでしょうか。

教育長 あと一つだけ。

伊藤委員から出た、そのA B C Dの学校で使う表現は、これは評価じゃなくて評定なんだけれども、評定に結びつける基準がはっきりしていないから、いろんなご意見が出てきたわけですが。あえて評定までする必要があるのかなというのは、伊藤委員さんからのご意見を基に、私も同じような意見も、実は学校についてもあるので、時々言っているんですけども、やっぱり今、和座委員さんのご意見についても、あるいは武田委員さんからあった、途中で遮って述べたチョイスする必要があるというのは、要するに評定までつなげなければいけないので、できるだけ評定までつなげられる項目を選んでいるんです。作業として。そういう項目、施策を選ぶときに、これなら評定しやすいというふうな意識が、私たちにはあるわけで。ですので、全施策は当然無理なわけですけども、でも、評定まで結びつける必要がなくて、それを文章でこういう状況ですと、ですから、私たちはこう考えていますというふうな、要するに評価ですよ、それは。評価、評定まで結びつけないような評価であれば、もっとやっぱり重要なものをきちんと載せるというメリットが出てくるのかなというふうに、先ほどご意見伺いながら思っていましたので、その部分も含めて今日はいろいろなご意見ありがとうございました。

教育長職務代理者 それでは、議案第29号を採決いたします。

議案第29号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 検討すべきところは、検討させていただければと。

教育長職務代理者 今後に検討していただく部分に関しては、事務局のほうにお願いして、このたびのことはご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定させていただきます。

また、A評価については、少し、後ほど報告いただきたいと思います。

課長 最終的に調整をして。

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等とその他に移ります。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎報告等

教育長職務代理者 初めに、報告等です。

松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画におけるパブリック・コメントの実施についてでございます。

博物館次長、お願いいたします。

博物館次長 博物館次長、染野でございます。

それでは、松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画（案）におけるパブリック・コメントの実施についてご説明させていただきます。

この計画は、松戸市立博物館がこれまでの機能・役割を見直し、より高度な資料の保存と活用を通して、過去から未来へのつなぎ役として新たな文化施設を目的に、本計画を策定するものでございます。

それでは、計画の概要につきましては、資料15ページの概要版でご説明いたします。

本計画は、松戸市総合計画をはじめ本市教育行政の指針となる学びの松戸モデルを上位とした個別計画でございます。市民に地域の歴史・文化を通じて生涯学習を推進していき、計画で目指す博物館の実現のために取り組んでいくものでございます。

本計画期間につきましては、令和5年4月1日から令和15年3月31日の10年間の中長期計画として実施していくものでございます。

それでは、資料でございますが、左に計画策定の背景、右に基本構想・計画の骨子となっております。

まずは資料左、松戸市の歴史・文化的特徴でございますが、本市は国の重要文化財に指定された幸田貝塚をはじめ数多くの縄文時代の遺跡など、市内にある歴史公園にはそれぞれ戦

国時代の小金城、根木内城の一部が保存されております。江戸時代には、将軍臨席で4度行われた大規模な御鹿狩、また、UR都市再生機構が建設しました初期の代表的な団地の一つである常盤平団地など、市民の誇りとなる歴史・文化に恵まれております。

次に、課題でございますが、計画策定に当たりまして、まず、様々な視点から、現状と課題を分析、整理し、その中の主な課題を取り上げております。可変的な展示室へのリニューアル、子育て世代や他方中高生・大学生の単独利用の促進、ICTの活用や市内外のみならず幅広い利用者を意識した情報発信、千駄堀地区文化交流拠点のさらなる活性化、施設全体の計画的な修繕、新たな資料収蔵空間の模索としております。

次に、計画策定までの経緯といたしましては、開館19年目に当たる平成24年度に展示リニューアルの検討作業として正式に動き出し、子育て世代サービスに重点を置き、調査研究を続けてまいりました。平成31年3月に、博物館協議会より（仮称）こども歴史博物館、現在こどもミュージアムと名称変更しております、について答申を得て、それにより、令和元年度には、博物館全体のリニューアル基本構想・基本計画の協議が開始されました。

次に資料右、基本構想・計画の骨子でございます。

使命、ミッションにつきましては、松戸市立博物館の使命とそれを実現するための目標として整理したものでございます。

1つ目として、松戸市立博物館は、松戸の3万年の歴史と文化を研究し、その知の集積をもとに未来を展望するために誰もが活用できる歴史博物館を目指します。

2つ目として、多くの市民が松戸の歴史と文化を楽しみながら価値を発見し、ふるさと松戸に対する愛着と誇りを育むことができる地域博物館を目指します。

3つ目として、未来を担う子供たちを育み、多くの人々をつなぎ、協力を推進し、ひとづくりに貢献できる文化交流の場を目指します。

以上、3つの社会的な役割を果たすために活動してまいります。

次に、5つの事業目標でございますが、事業目標1、松戸ブランド価値創出、事業目標2、広域的な文化交流拠点の形成、事業目標3、新しいファン層の獲得、事業目標4、新たな展示空間の創設、事業目標5、施設の長寿命化としております。

先ほどの3つの使命及びこちらの5つの事業目標をもって、博物館リニューアルに向けた基本構想としております。

こちらの5つの事業目標につきましては、次ページでご説明させていただきます。

それでは、資料16ページでございます。

事業体系でございますが、左の使命並びに事業目標を達成するため方針と取組を講じまして、松戸市立博物館リニューアル基本計画としております。

事業目標 1、松戸ブランド価値創出につきましては、博物館の研究成果、文化財の価値をアピールし、認知度アップを目指していくものでございます。縄文重要文化財、千葉県幸田貝塚出土品をはじめ、数十万点にも及ぶ市の貴重な貯蔵文化財の調査研究を深め、魅力を発信していきます。また、デジタルアーカイブなど I C T の積極的な活用に取り組み、多角的な活動を展開するものでございます。

事業目標 2、広域的な文化交流拠点の形成につきましては、千駄堀エリア周辺施設と連携することで、市民のための文化交流拠点を作り上げていくものでございます。21世紀の森と広場、森のホール21と連携し、自然環境の中でイベントを企画するなど、集客を目指していくとともに、市内文化財を通じ、歴史・文化のさらなる普及・発展を目指していくものでございます。

事業目標 3、新しいファン層の獲得につきましては、家族が集える博物館として新規利用者の獲得を目指し、仲間づくりを進めていくものでございます。子育て世代の利用を積極的に支援し、楽しく利用できる環境を提供していきます。また、松戸市立博物館友の会などの諸団体との交流を形成するとともに、学校教育施設との連携も積極的に進めていくものでございます。

事業目標 4、新たな展示空間の創設につきましては、展示室のリニューアルを図り、常設展示全体の充実を図っていくものでございます。松戸の歴史・文化を学べるこどもミュージアムを整備し、日常的に利用できる学習の場を提供していきます。また、新しい発見や学びを深めることができる可変的な展示空間や、利用者ニーズに対応した展示空間を目指していくものでございます。こちらの(1)こどもミュージアムの整備につきましては、資料17ページで改めてご説明いたします。

事業目標 5、施設の長寿命化につきましては、利用者がより良い環境で施設利用できるよう、施設設備の長寿命化を図っていくものでございます。

以上、5つの事業目標を掲げ、取り組んでまいります。

次に、資料17ページでございます。

先ほどの事業目標 4 で触れました、こどもミュージアムの整備になります。子供も大人も楽しく松戸の歴史と文化を学ぶことができるこどもミュージアムとして、基本的な考えを記載の(1)から(5)で示しております。

次に、その下の学びを深めるための展示プランでございます。「やってみよう」「たんけんしてみよう」「しらべてみよう」「みんなでつくろう」の4つで構成され、各展示部門には松戸の歴史や文化にアプローチする多彩なプログラムを用意して、常に新たな歴史体験ができるものとなっております。

最初に「やってみよう」につきましては、博物館と最初に出会う場所であるこどもミュージアムの入り口として、気軽に歴史に触れて、興味を持ってもらうためのきっかけをつくります。

次に「たんけんしてみよう」につきましては、博物館の展示室や松戸の歴史と文化を楽しく探検するプログラムを提供し、こどもミュージアムと展示室、また、松戸の歴史フィールドを結びつけます。

次に「しらべてみよう」につきましては、子供たちが松戸の歴史を調べるための資料を用意し、展示室や「やってみよう」「たんけんしてみよう」で興味を持った松戸の歴史や文化をより深く知ることができます。

次に「みんなでつくろう」につきましては、様々な市民の協力を得て、子供たちの豊かな学びの機会を創出し、みんなが集う場所とします。

この4つの展示部門は関連性を持ち、子供たちが自らの興味に応じて自発的で主体的な学びを深められるプログラムの開発を目指していくものでございます。

計画（案）については、以上でございます。

続きまして、パブリック・コメントについてご説明いたします。

この計画（案）につきましては、松戸市パブリック・コメント手続実施要綱に基づき、年明けの令和5年1月6日から2月5日までを期間とし、市民の皆様から意見をいただきたいと考えております。その後、必要に応じて加筆修正した上で、年度内の策定で進めていく予定でございます。

パブリック・コメントについては以上でございます。

また、計画本編の冊子につきましては、整い次第、委員の皆様へ配付する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

今後とも、歴史・文化の価値を伝えていくとともに、博物館が新たな文化施設としての役割を果たしていくため取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご意見、ご質問ございますでしょうか。

伊藤委員 今回の計画の事業予算規模とそのオーダーづけというか、その辺はどのようなふう
考えておられるのでしょうか。

教育長職務代理者 博物館次長、お願いします。

博物館次長 予算等につきましては、ハードの面についてご説明させていただきます。

ハードの面につきましては、展示リニューアルと施設整備という2つの工程で予定しております。まず、展示リニューアルにつきましては、こどもミュージアムの整備、また、常設展示のリニューアルの2つに分けて、今後予算を要求していく予定でございます。また、施設の老朽化のほうにつきましては、現在、総合展示室の天井等の改修工事、また企画展示室のドア等の改修を予定しております。これも、今年度は実施設計の予定でございまして、来年度以降、工事に向けて予算要求をしていく予定でございます。

大きな予算要求につきましては、以上でございます。

伊藤委員 10年間での中長期計画ということなんですけれども、10年間の事業規模というか、
例えば何億円ですとか、そういう数字は出ているのでしょうか。

教育長職務代理者 博物館次長、お願いします。

博物館次長 概算的な部分はお伝えできないんですけれども、億単位でかなり大きい事業費に
なると考えております。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 よろしいですか。

こどもミュージアムは、企画展でもなさっていたと思うんですけれども、非常に人気のあ
る展示だったと記憶しております。これが、常設展示のような形でリニューアルの中に組み
込まれるということでしょうか。

博物館次長 今、ご説明ありましたとおり、企画展で令和元年度にこどもミュージアムを試行
的に実施してまいりました。今後、リニューアル計画の中では、常設展示の一環としてこど
もミュージアムを設置する予定でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。非常に楽しみだなというふうに思います。ありが
とうございます。

伊藤委員 もう一点だけいいですか。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 この博物館の所蔵品、特に考古学に関連する所蔵品があると思うんですけども、今回それをもう一度鑑定し直して、何かそういう価値を高めるために、何か重要文化財とか、何か市の、あるいは県の方で何かあるのかもしれませんが、何かそういうものに認定してもらうようなことは考えておられるのでしょうか。そういったものを増やしていこうとか、そういうような考えはあるのでしょうか。

教育長職務代理者 博物館次長、お願いします。

博物館次長 展示資料につきましては、学芸員のほうで調査・研究を引き続き進めてまいります。今回のリニューアルにつきましては、博物館が29年経過しまして、常設展示のリニューアルがされていない状況で、市民のニーズに対応しない状況でございます。それをずっと変えられない状況の展示を可変的ということで、定期的に入替えをできるような展示環境をつくる予定でございます。

以上でございます。

伊藤委員 博物館のこどもミュージアムというのは一つの特徴だと思うんですけども、何か博物館の目玉となるものを展示して、子供だけじゃなくて大人にもきちんと来てもらうため、それを常設じゃなくて季節によって変えるとかいうようなことで、やっぱり目玉となるものを増やしていくとか、どこの博物館でも工夫して、やっていると思います。そういった観点から、自由になる自分のところの所蔵している品をもう一度再鑑定とか、そういったものの魅力を、場合によっては専門家だけじゃなくて一般の人にもPRして、その価値を高めるようなそういうハード面も大事ですけども、そういったソフト面の刷新を図るようなことも、今回の計画の中でぜひ進めていただければというふうに思います。

教育長職務代理者 ご意見ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ぜひパブリック・コメントも私も書きたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、児童生徒課より、先ほどの補足説明をいただけるということですので、お願いいたします。

児童生徒課長補佐、お願いいたします。

児童生徒課長補佐 児童生徒課の佐々木です。いつもお世話になっております。

先ほどの評価報告書、山形委員からのご質問で、79ページの不登校相談件数の251件の件

でございます。先ほど回数か人数かというところで、私どもも就学相談のところ、不登校の部分と、それから特別支援の部分というところがありましたので、きちんとしたお答えをさせていただきたいと思っております。

251というのが不登校の件数、不登校の相談の件数です。児童生徒課のほうでは、特別支援教育の入り口のところの相談もあるんですけども、不登校の相談のほうで251件、児童生徒課、こちらの課のほうと、それから古ヶ崎分室のほうで受けております。ですので、1人のお子さんが複数回相談をされるということがありますので、1年間のトータルで考えますと、令和3年度末での集計で、不登校の相談件数が251件、これは79ページの数字で、相談回数としましては、この方々の相談回数が合計1,929回というふうに及んでいますので、先ほどのご説明ですと、ちょっとその言葉が足りなかった部分がありますので、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

山形委員 ありがとうございます。

数値的に少ないと思いつつ疑問に思っていたのが、1,929名ということで安心したのと、それ以外にも、まだ相談にも行き着いていない方もたくさんいらっしゃると思いますので、引き続きよろしく願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

では、続きまして、議案第30号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」及び報告、失礼いたしました。大変申し訳ありません。

それでは、委員の報告を先にいたします。

まず、中西委員、お願いいたします。

中西委員 ありがとうございます。

学校訪問ですが、この間4か所させていただいて、ポイントだけ申し上げたいんですが、小金中学校のほうの主権者教育の取組、中学校3年生で、ここまでできるのかというふうに思っ、もともと研究所長をされていた方の方ですけれども、やっぱり中学校での主権者教育は、すごく大事だと思うんですね。高校上がってからだとちょっと遅いと思いますし、それと関連して、横須賀小学校で校長先生がやっぱり参政権のことを発言されていて、6年生は6年後には参政権得るので、そのための学力をとということをおっしゃっていて、少しずつそういうのが浸透してきているのかなというふうには思ったんですけども、やっぱり小学校段階から、主権者になるまでの教育というのを考えていただきたいなということをおっしゃいました。

もう一点は、これどうしても社会科の授業というのは気になって見てしまうんですけども、横須賀小学校で自動車の講義が単元であって、自動運転の話が出てきたりとか、あるいは、柿ノ木台小学校では日本の食料自給の話が出たりしていました。その先生方が取り上げなかったという意味ではなくて、やっぱりこういうテーマが出てくると、社会科は今を伝える教科だと思いますので、自動運転は今、すごく世の中で注目されているというようなことをリアルに伝えてほしいなど、食料自給にしても、ウクライナの問題でどれだけ世界が心配しているかということ伝えるだけで、子供たちはやっぱり大事なんだなということを実感してもらえるので、その点を強調しておきたいと思います。

以上しておきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかの委員さん方も学校訪問、続々行ってくださっておりますので、またいろんなご意見が伺えることを願っております。

私のほうから一点だけ報告させていただきます。

先日、博物館で松戸のたからもの展に際して、学校の中学校美術部の生徒さんに模写の依頼をいたしました。

この裏面としての目的なんです、松戸でこういう展覧会をやっているといっても、中学生はほとんど行きません。なので、幾らポスターを貼っても行ってくれない子供たちにどうやって見てもらおうかというちょっとした何か下心があって実は考えたんですが、松戸の収蔵品の中から、今、スターになりつつある板倉鼎の作品に少しでも興味を抱いていただこうと企画いたしました。さすがに3週間見続けたら記憶に残るだろうという、私の思いもありました。実際にやってみましたら、学校の美術部の先生と直接交流をさせていただく中で、いかに松戸に優秀な美術の先生がいらっしゃるかということが分かり本当にありがたく思いましたのと、中学生で模写というのは難しくないのだろうかという意見が、大分企画段階のときに美術館準備室の学芸員とも話し合ったんですが、心配をよそに思った以上の作品を描いてくださって、本当にびっくりしました。

そして、大人の場合というのは非常に浅はかで、まともに模写することだけが模写だと思っていたんですが、子供たちは非常に自由で、「私はこの景色を夕方に見てみた」とか、「鍵がついているテーブルだったので、静物画の中に鍵を書き添えてみた」とか、あるいは「ピーマンに顔が映り込んでいたので、実際の絵にはそんなこと描いていないけれども、私は顔まで描いてみた」なんていう自由な発想が本当に子供らしく素晴らしかったです。また、

その生徒さんたちの人となり分かるような私の宝物というリアルなコメントをくっつけてはどうだろうかということ、五中の土田先生が提案してくださいました。そのおかげもあって、非常に展示物に対して興味を持って、見学されている方が立ち止まってコメントを読む光景が多かったようにお見受けしました。そのあたりは、本当に成果が大きかったのかなと思いますし、ぜひ先ほどの博物館もそうですけれども、学校教育との連携ということになるべく色濃くやっていけたらいいかなというふうに想像しております。

それと、先ほどの博物館のリニューアルの中でも書いてありましたけれども、ファン層の獲得という点ですが、実際にこの展覧会の期間中も、ワークショップが非常に盛況で、松戸の東京工芸高等学校の作品が多く所蔵されていることから、パッケージデザインのワークショップをされていたんですけれども、これは、元校長のイズミ先生の発案でいたしました。そのワークショップのテーブルが空くことがないぐらい、入れ替わりずっと子供たちがいろんな創作をしていて、親御さんたちにちょっとお言葉をかけて、どういう形でこういうところをご利用をされていらっしゃるのかお話を聞きしましたら、「もううちは友の会に入っていて、常態的に通っている」と。そして「ワークショップを楽しみにして、家ではできないようなことを体験するのを子供たちも楽しみに、21世紀の森に行くときは博物館にも行くという連携がもう出来上がっている」というお言葉をいただいて、非常に心強く感じました。

ただ一方で、昨日のミュージックフェスティバルの時に、森のホールの方から階段を下りていったところから博物館に行くアプローチのトンネルございますよね。あそこをのぞき込んで、何かこわごわという感じで、「ここ何だろう？」という方が非常に多かった。あのトンネル、やはりちょっと怖いですね。少しあの辺りのリニューアルとか、あるいは展覧会に際してのもう少しナビゲーションしやすい何か施策のようなものを考えていただくと、よりアプローチしやすいのかなというふうにちょっと思いましたので、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

すみません、先ほど間違えましたが、ここで……。

それでは、議事を進めさせていただきます。

◎議案第30号及び報告第8号

教育長職務代理者 続きまして、議案第30号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正

予算)に対する意見聴取について」及び報告第8号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第30号及び報告第8号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は、ご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案で入替えをお願いいたします。

議案第30号につきましては、質疑のあった内容に関連する所属の職員が、適宜入室、答弁いただきます。

報告第8号に関しましては、学校施設課長、学校施設課課長補佐、学校施設課主査、以上となります。そのほかの方は退席してください。準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

◎議案第30号

教育長職務代理者 それでは、議案第30号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 議案第30号「令和4年度松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」ご説明させていただきます。

本件の提案理由は、令和4年度松戸市議会12月定例会に議案として提出を予定しております令和4年度12月補正予算のうち、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことから、教育委員会議にてご審議いただくものでございます。

歳入より順次説明いたします。

まず初めに、9ページをご覧ください。

県支出金、県補助金、教育費県補助金、保健体育費補助金3,091万6,000円につきましては、公立学校給食費無償化支援事業補助金の活用に伴い補正を行うものです。学校給食費無償化事業における第3子以降無償化に要する経費の2分の1を補助するものとなっております。事業の概要につきましては、歳出の中でご説明いたします。

続きまして、県支出金、委託金、教育費委託金、高等学校費委託金16万2,000円につきましては、研究指定校委託金の活用に伴う補正となります。

続きまして、諸収入、雑入、雑入、利用者給食費負担金収入マイナス1億2,576万3,000円につきましては、学校給食費無償化事業の実施に伴い、児童生徒給食費負担金収入額に変更が生じたため、補正を行うものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業、校舎校地等維持管理業務2億1,000万円につきましては、エネルギー価格の上昇により電気料金、ガス料金が高騰し、予算不足が予想される小学校分の光熱水費に充当するためのものです。

続きまして、小学校費、学校管理費、小学校施設維持管理事業、校舎等改修業務3,100万円につきましては、令和4年9月に小学校で発生した窓落下事故を受け、一層の安全確保を図るため、緊急に落下防止対策修繕を実施するためのものです。

続きまして、小学校費、教育振興費、小学校教育情報化推進事業、その他修繕料1,500万円につきましては、落下等により破損した児童生徒用1人1台タブレット端末の修繕を実施するためのものです。

2段目の表、中学校の補正内容につきましては、小学校費と同様でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

高等学校費、高等学校管理費、高等学校施設維持管理事業、校舎校地等維持管理業務807万2,000円につきましては、エネルギー価格の上昇により電気料金が高騰し、予算不足が予想される高等学校分の光熱水費に充当するためのものです。

続きまして、高等学校管理費、高等学校施設維持管理事業、校舎等改修業務200万円につきましては、令和4年9月に小学校で発生した窓落下事故を受け、一層の安全確保を図るため、緊急に落下防止対策修繕を実施するためのものです。

続きまして、高等学校費、教育振興費、高等学校教材等整備事業、一般教材備品購入費16万2,000円につきましては、令和4年度千葉県教育委員会研究指定校に市立松戸高等学校が

指定されたことに伴い交付されました研究指定校委託金を活用し、ICT機器を活用した体験体育学習を行うためのタブレット等を購入するためのものです。

2段目の表、社会教育費、図書館費、図書館管理運営事業、施設維持管理業務412万8,000円及び社会教育費、図書館費、幼児・児童の読書普及事業、読書普及活動業務81万8,000円及び社会教育費、社会教育施設費、戸定歴史館管理運営事業、施設維持管理業務259万9,000円につきましては、予算不足が予想される各施設の光熱水費に充当するためのものです。

続きまして、12ページをご覧ください。

社会教育費、博物館及び美術館費、博物館管理運営事業、施設維持管理業務1,266万5,000円につきましては、こちらもエネルギー価格の上昇により電気料金が高騰し、予算不足が予想される博物館の光熱水費に充当するためのものです。

続きまして、保健体育費、学校給食費、小学校給食管理運営事業、給食備品等管理業務2,230万6,000円及び保健体育費、学校給食費、中学校給食管理運営事業、給食備品等管理業務982万2,000円につきましては、補正内容が2点ございます。1点目は、公立学校給食費無償化支援事業補助金を活用し、子供が多い世帯の子育てに対する経済的負担を軽減するため、学校給食費の減免を実施するためのものです。

なお、減免内容につきましては、第2子が半額、第3子以降が全額免除となります。

2点目は、エネルギー価格の上昇によりガス料金が高騰し、予算不足が予想される小中学校分の光熱水費に充当するためのものです。

説明は以上でございます。

なお、質疑につきましては、担当課からご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第30号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 電気代の値上げに伴う支出増というのは当然計上しなきゃいけないことだと思うんですけども、この値上げがされる機会にその電気使用量の言ってみれば節約というか、あと、冬に向かって電気供給がまかないきれないかもしれないとかいうことで、節約を求められているようなこともありますよね。そうした中で、今回の値上げに伴ってこの時期から、例えば何か各学校で、あるいは高等学校、それから博物館とかいろんなところで、それぞれそういう節約に向けた対策は何か検討されているのか、あるいは既存の支払いで、その電気

代の料金が値上げするパーセンテージを掛けてそれだけプラスしましたということだけなのか、何かちょっとその辺は何か検討されたのでしょうか。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

全体的な話といたしまして、公共施設につきましては、もともと節電の取組を従前からしております。必要のないところの消灯や、様々な節電の取組はやっているものに加えて、新電力と契約を数年前からさせていただいて、効率化を図っていたところでございます。

ただ、経済的な変動によって新電力もなかなかメリットが今出せなくなっているという中で、積算をいたしまして、今回足りない分を全庁的に補正させていただいているというのが現状でございます。

伊藤委員 今回の値上げに伴った増額というのは、これはやむを得ないので、それは当然ですけれども、その額を算出するに当たって、何か各学校、あるいは博物館、図書館によっては、何かこういう節電のため電灯の数を減らします、あるいは設定温度を今まではこうだったのを少し下げますとか、何かそういったような考慮というか、そういったものがあつたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいだけなんですよね。

ですから、場合によってはこの金額を本当はもっと多かつたのをこれだけに抑えましたというようなことなのかということをお聞きしたいだけなんですけれども。

生涯学習部長 繰り返しになるようですが、日頃の努力の範囲の中で、これ以上、例えば消灯ですとか、電気の間引きということになりますと、かなり運営に影響が出ます。自分も施設管理はやっておりましたが、そこは日頃より意を持って取り組んでいたというのは実情としてはあるかなと思います。さらに料金が上がったということで、温度設定を下げるというか、あるいは電気を間引くというような対策というのはなかなか難しいのではないかと認識しております。

伊藤委員 そうしますと、これかなりの金額が大きいので、私もそういう心配をしたんですが、そうすると、日頃のそういう節電の努力とか、それはもう当然のこととしても、数年前からやっているし、今年も、今回もやっていくと。ただし、今回の値上げに伴って、特に値上げ幅を抑えるための指示というか、何かそういうことをやりなさいとか、やったらどうですか、検討しなさいとかいうような指示はしていないというふうに考えていいわけですね。

生涯学習部長 お答えとしてはそうなるんですが、電力上げ幅がそういった手段で賄い切れる規模の今回の増額ではないというところも正直ございまして、少しでも減らすという努力はもちろん続けておりますし、やるんですが、ただ、この値上げ幅を抑えるための指示という

のは、具体的にはしておりません。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほかに。

中西委員。

中西委員 小学校、中学校それぞれのタブレットの修繕の費用なんですけれども、これは算出根拠として大体何件ぐらい実際に起きているのか、起きることを前提にした金額なのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

生涯学習部長 今、ちょっと担当課、参りますので、少々お待ちくださいませ。

教育長職務代理者 先に質問。

山形委員。

山形委員 先に今、担当課の方が来る前に、給食費についても確認で、第2子半額、第3子無償化のところの範囲について、ゼロ歳の子がいて、学校に入っていない子がいても、含めての第3子なのかというところ。年齢幅があると思うんですね。小学校に3人通っていて、その中で無償なのか、それとも、学校の中に入っていない未就学児とか、あとはこれから、もう上にかなり年が離れて、もう高校生とか大学生の方がいて、1人学校に通っている第3子の子は無償なのか、そのあたりの範囲について教えていただきたいです。

教育長職務代理者 プラス規模についても。

山形委員 そうですね。どのぐらいの対象人数になるかというところとですね。

教育長職務代理者 併せてお願いしたいと思います。

教育政策研究課長、お願いいたします。

教育長職務代理者 タブレットの。お願いいたします。

教育政策研究課長 タブレットの修繕の台数なんですけれども、当初400件を見込んでいたんですが、追加で515件分を要求するような形でございます。1台当たり4万4,000円の修繕費ということで、小中合わせまして2,300万円の補正をお願いしておるところでございます。以上です。

中西委員 4万4,000円、もともとがそんな高いものじゃないですよ。

中西委員 つまり、1台4万4,000円って、買っている端末自体がそんな高いものではない、5万でしたか、4万5,000円でしたか、そういう上限、買換え、完全に取り換えるという意味ですか。

教育長職務代理者 お願いします。

教育政策研究課長 当初、1台当たり8万円程度の定価でございまして、買い取ったときの価格が8万円でございまして、大体4万4,000円というのは、タブレットの画面が割れてしまったりとか、あとは落としたときに角っこがへこんでしまったり、そこにUSBのポートがついていますので、それを一緒に取り換えたりというところで、平均して4万4,000円、安いものですと3万8,500円ぐらいから、高いとやっぱり5万8,000円とかそのくらいになりますので、1件1件ちょっと金額は違うんですけれども、それを丸めて4万4,000円で要求をしております。

中西委員 プラス515、つまり倍以上ということですか、想定している。

教育長職務代理者 お願いします、続けてどうぞ。

教育政策研究課長 大体1月換算して84台ぐらいこれから出てくるだろうということで計算をしております、1月分ぐらいまでの修繕が今年度支払いが完了することになるので、合計で915、今年度の部分で見込めるというふうに考えております。

教育長職務代理者 ちなみにですが、松戸市以外の自治体さんでもこんな感じでしょうか。子供の使い方って、ちょっと私想像できないので、すみません、お知らせいただければと思います。

教育政策研究課長 市川市のほうなんですけれども、合計で3万1,500台をタブレットを入れておまして、聞いたところによりますと、9月までに725台の修理が発生しておまして、9月議会で市川市のほうも補正を組んでいるというふうに聞いております。ほかの市町村、船橋、柏につきましては、修繕まで入った保険に入っているもので、このような費用は発生しておりませんが、保険料としての部分がかかなり高くなっているというふうに聞いております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

どうぞ、中西委員。

中西委員 やむを得ないこともたくさんあると思うんですけれども、大事にするという何かその教育も大事かなと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 正直申し上げます。単純計算で1クラス1人ですから、少ないなと私は思っています。

中西委員 それで少ないんですか。

教育長職務代理者 今後も続くことなので、よろしくをお願いします。

次に、給食費の。

学校給食担当室長、お願いいたします。

学校給食担当室長 第3子以降の基準についてご説明させていただきます。

第3子以降とは、3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち、年齢が上から数えて3番目という子が、3番目以降の子が対象となります。その被扶養者である子の年齢制限は、特にはございません。

以上でございます。

山形委員 よかったです。ありがとうございます。

人数、今現状、その第3子に当たるとか第2子に当たる、大体おおむね算定されているのであれば、どのぐらいの人数が無償になったり半額になったりするか教えてください。

学校給食担当室長 失礼いたしました。第3子以降の今の対象人数が、小学校約2,600人、それから中学校が約1,000人、計3,600人の予定で今見込んでおります。

それから第2子のほうもですか。

山形委員 はい。

学校給食担当室長 第2子のほうですが、第2子のほうでは、小学校が6,200人、それから中学校が3,700人、約9,900人の児童生徒の数ということで見込んでおります。

山形委員 ありがとうございます。

所得制限はなしですか。なしで大丈夫ですか。

学校給食担当室長 はい、大丈夫です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理人 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等はないようですので、議案第30号の質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理人 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

教育長職務代理人 関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

再開の準備が整うまでしばらくお待ちください。

報告いたします。

秘密会にて、議案第30号は原案どおり決定し、報告第8号につきましては承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 それでは、時間がたちましたけれども、次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和4年12月21日の水曜日午後1時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回令和4年12月定例教育委員会会議は、令和4年12月21日水曜日午後1時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 12時 20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員